Ⅳ　テーマ別まちづくりの方針

まちづくりには、道路など都市基盤施設の整備、緑や市街地の環境を守るための土地利用の規制・誘導、福祉施設など公共公益施設の整備、でき上がった街並みや施設の管理・運営、まちの活力を維持・増進につながる活動などへの総合的な取組が必要です。

その実現を目指し、都筑区まちづくりプランでは６つのテーマを掲げました。

１　緑と水の環境づくり（都市環境の方針）
２　安全で安心できるまちづくり（都市防災の方針）
３　バランスの取れた土地利用の実現（土地利用の方針）
４　都市機能の充実と生活しやすい環境づくり（都市活力の方針）
５　交通体系の整備（都市交通の方針）
６　都筑らしい文化の醸成（都市の魅力の方針）

個々のテーマの着眼点は、次のとおりです。

１　緑と水の環境づくり（都市環境の方針）

市街地の形成は、自然や農地を切り開いて行われてきました。都筑区においては、これまでも自然・農地の保全・整備に配慮し、まちなかにも積極的に公園や緑道などの緑を取り入れながら、港北ニュータウンの開発が進められてきました。区民と行政が協力し合いながら、これらの豊かな自然環境や景観をこれからも守り育てていくように、「１　みどりと水の環境づくり」を最初のテーマとしました。

２　安全で安心できるまちづくり（都市防災の方針）

自然は、都市で暮らす人々にとって脅威となることがあります。ゲリラ豪雨といわれる短時間集中豪雨が近年増えていることや、大規模地震の発生が予測されているなど、自然災害に対するハード・ソフト両面からの備えがこれまで以上に必要になっています。豪雨や地震などから人々の生命と財産を守ることは、まちづくりの基本的なテーマであることから、「２　安全で安心できるまちづくり」をテーマとしました。

３　バランスの取れた土地利用の実現（土地利用の方針）

都筑区は、住宅、商業・業務、工業、農業等の多様な土地利用がなされ、単なるベッドタウンではなく、市内外から多くの通勤・通学者や買い物客等が流入する都市となっています。今後もこれらの多様な土地利用や都市活動の共存を維持していくよう、「３　バランスの取れた土地利用の実現」をテーマとしました。

４　都市機能の充実と生活しやすい環境づくり（都市活力の方針）

港北ニュータウン区域を中心にいわゆるファミリー層の転入が続き、比較的若い世代が多い都筑区においても、今後は高齢者層が増加することが推計されています。子どもから高齢者、障害者など多様な世代や属性の人たちが、今よりもさらに暮らしやすくなることを目指し、駅周辺の生活拠点の充実やバリアフリー化の推進などに取り組んでいくため、「４　都市機能の充実と生活しやすい環境づくり」をテーマとしました。

５　交通体系の整備（都市交通の方針）

都市活力の増進や暮らしやすさの維持・向上のためには、誰もが区内を快適に移動できる環境づくりも重要です。特に、交通が比較的不便な地域の生活を支え、環境への負荷も少ない交通手段として、バス等の公共交通や自転車交通の重要性が高まっています。このため、「５　交通体系の整備」をテーマとしました。

６　都筑らしい文化の醸成（都市の魅力の方針）

区民が都市や地域に対して愛着や誇りを感じ、いつまでも住み続けたいと思うようなまちにしていくため、緑豊かで美しい景観の保全、かつての都筑の姿を今に伝える歴史資源の保全と活用、スポーツやレクリエーションを楽しめる環境の整備、新旧の住民の交流による新たな地域文化の育成などを目指して、「６　都筑らしい文化の醸成」をテーマとしました。

なお、平成 14 年作成の都筑区まちづくりプランでは 10 のテーマを掲げていましたが、改定にあたり全体構想を参考に６つのテーマと一つの章に再構成しました。また、他の分野別計画で定められている内容については、整理を行いました。例えば、平成 14 年作成の都筑区まちづくりプランでテーマとしていた「情報通信の手段を生かすまちづくり」については、実現した内容が多いため、テーマから外しました。また、「区民が交流する環境づくり」と「区民のまちづくりへの参加推進」を「Ⅴ　まちづくりの推進」に集約しました。

平成 14 年作成の（旧）都筑区まちづくりプランと、改定された（新）都筑区まちづくりプランのテーマの関係は、次に示すとおりです。

■都筑区まちづくりプランの新旧テーマの関係

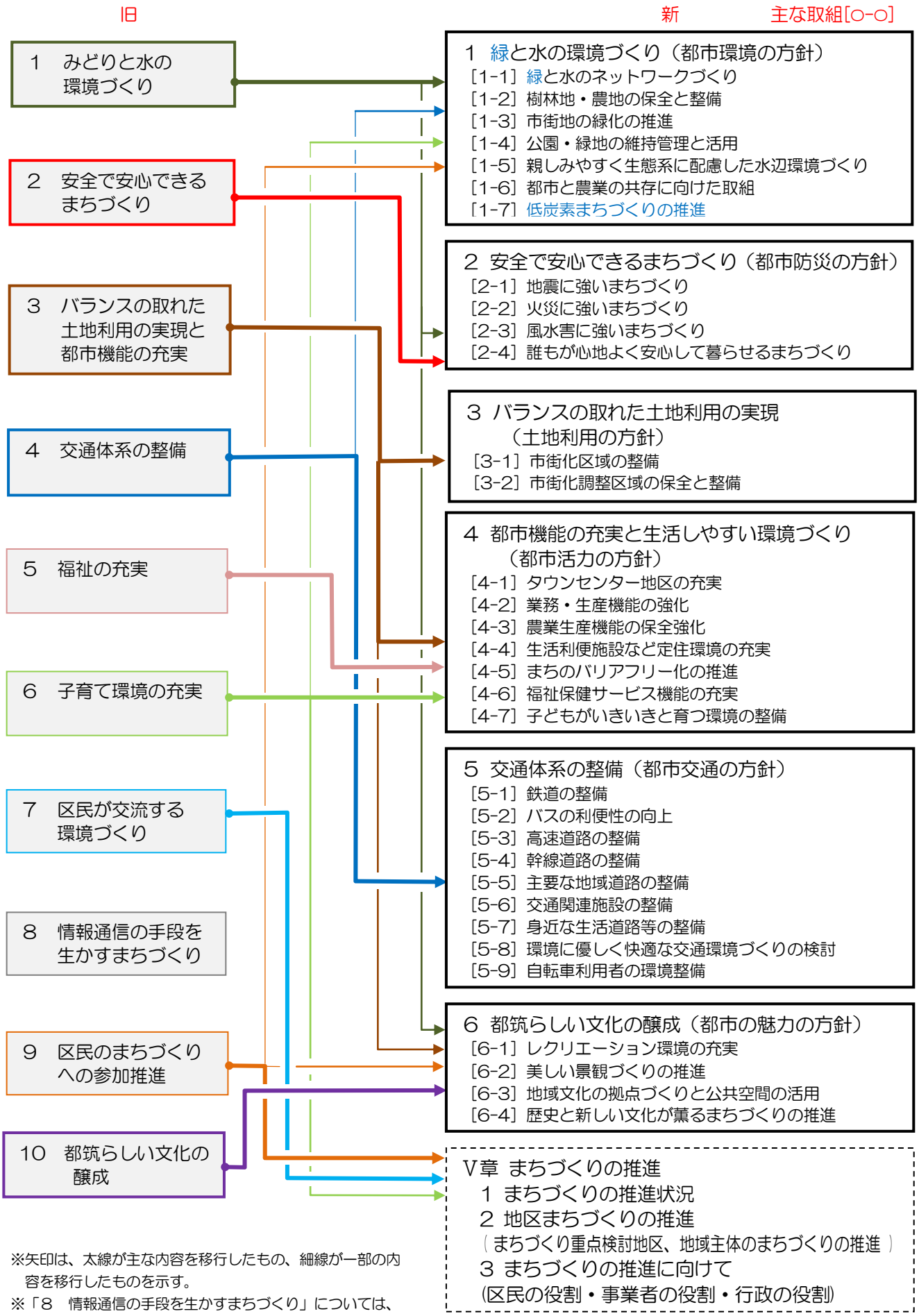

※矢印は、太線が主な内容を移行したもの、細線が一部の内容を移行したものを示す。
※「8　情報通信の手段を生かすまちづくり」については、実現した内容が多いため、テーマから外した。

1　緑と水の環境づくり（都市環境の方針）

【現状と課題】

- 都筑の自然環境及び景観は、鶴見川水系の複数の大きな川とそれに沿った低地、多摩丘陵と下末吉台地に連なる台地、小山と谷戸の複雑に入り組んだ地形により、形成されています。
- 農業が盛んな都筑では、農地や集落、雑木林などで構成される里山的景観も貴重な環境資源です。
- 港北ニュータウンの建設事業に際し、「グリーンマトリックスシステム」（31 ページ参照）と呼ばれるオープンスペース計画を定めて保全された里山的景観や緑も都筑の環境資源です。
- 公園愛護会等による公園や水辺の清掃活動や、市民グループによる保存緑地をはじめとする緑地の管理など、区民が公園や水、緑の維持管理に取り組んでいます。
- 緑や水は、適切な保全・管理の措置を講じないと喪失したり価値が減じていく可能性があり、都筑でも、緑の減少などに伴う生き物の生息・生育環境の悪化、生態系の変化などの問題が発生しています。このため、都筑の財産としての緑や水の大切さを行政と区民がともに認識し、環境を守り育てるために手を携えていくことが求められます。
- 都筑区は市内でも真夏日の多い地域であり、近年の地球温暖化やヒートアイランド現象を踏まえた都市づくりや緑の保全が求められています。

【基本方針】

- 都筑の自然及び景観を形づくる公園・緑地・樹林地や農地・河川の保全・整備・活用について、防災面を配慮しつつ、区民、事業者と行政が協力して取り組みます。
- 人が自然のサイクルに合わせて手を入れながら保全してきた里山的景観を守り、未来に伝えます。
- 公園や緑道等について、歩行者や自転車等の利用者の新たな安全対策の検討などを進めます。
- 人の生活だけを中心に考えるのではなく、生物多様性に配慮したまちづくりを進めます。
- 緑が映え、美しく潤いのあるまちの形成を目指し、公共公益施設、住宅地、事業所などの緑化を推進します。
- 地球温暖化対策(注)を推進するため、低炭素まちづくりに向けた取組を着実に進めます。

(注) 地球温暖化対策（緩和策・適応策）：地球温暖化対策には、「緩和策」と「適応策」の２種類があります。緩和策とは、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用などにより地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制したり、樹林地の保全を通じて温室効果ガスを吸収させる対策です。適応策とは、昨今の異常気象など既に起こりつつある地球温暖化の影響に対して、自然や社会のあり方を調整して避けられない影響を軽減する対策です。ハード面では、大雨による浸水対策の下水道整備など、ソフト対策では、猛暑による熱中症の予防情報の提供などがあります。

【主な取組】

［1-1］緑と水のネットワークづくり

- 緑や水の歩行者・自転車ネットワークづくり
- まちづくりの機会を捉えた適切な公園整備
- 身近な公園の不足している地域での公園整備
- 自転車と歩行者等の共存等、新たな安全対策の検討
- 全ての人が緑に触れることのできるバリアフリーの空間づくり
- 魅力スポットを巡る散策マップの作成・活用

［1-2］樹林地・農地の保全と整備

- 早淵川沿いの斜面緑地や南部地域のまとまりのある樹林地について、特別緑地保全地区の指定等による良好な樹林地の保全・整備・活用
- 港北ニュータウン建設事業により形成された事業所や集合住宅の敷地にある保存緑地の適切な保全・管理
- 農業専用地区等の優良農地の保全

［1-3］市街地の緑化の推進

- 学校や道路など公共空間の緑化の推進
- 屋上緑化や緑地協定締結促進など、民有地緑化の推進

［1-4］公園・緑地の維持管理と活用

- 公園等の愛護活動や雑木林・竹林を保全・管理する区民活動の促進・支援
- 生物多様性に配慮した公園等の維持管理
- レクリエーション空間、生活道としての緑道の管理
- 福祉、生涯学習、文化振興や健康づくりなどと連携した公園の多面的活用
- 公園・緑道の照明及び樹木等の適正な維持管理
- 利用ニーズの変化に応じた公園等の再整備
- 環境を守り育てることの楽しさを通じた輪の拡大

［1-5］親しみやすく生態系に配慮した水辺環境づくり

- 区民が河川を身近に感じ、河川環境を守るためのレクリエーション活動や河川空間の美化活動の推進・支援、水辺の愛護会活動等の区民活動の支援
- 適正な下水処理による河川の水質浄化と処理水の有効利用
- 河川を基軸とした地域の生物多様性を守る取組
- 早淵川の魅力的な親水空間や歩行者空間の整備検討

［1-6］都市と農業の共存に向けた取組

- 港北ニュータウン建設事業により保全された農業専用地区を中心とする都市農業の振興
- 区民が農に親しむ場や仕組みづくり
- 農家と区民の交流による地産地消の推進
- 農地を利用した農体験に対する支援

［1-7］低炭素まちづくりの推進

- 過度なマイカー利用の抑制、低公害車の利用促進、燃料電池自動車等次世代自動車の普及拡大に向けた基盤整備
- 公共・民間のエネルギー効率の良い建築物整備
- 一定規模の開発等を契機とした、低炭素技術や再生可能エネルギー、未利用エネルギー、地域におけるエネルギー融通の導入促進
- 地表面・建物外壁等の改良や排熱の抑制等ヒートアイランド対策の推進
- 循環型社会を目指した住まい・まちづくりの誘導

都市環境の方針図

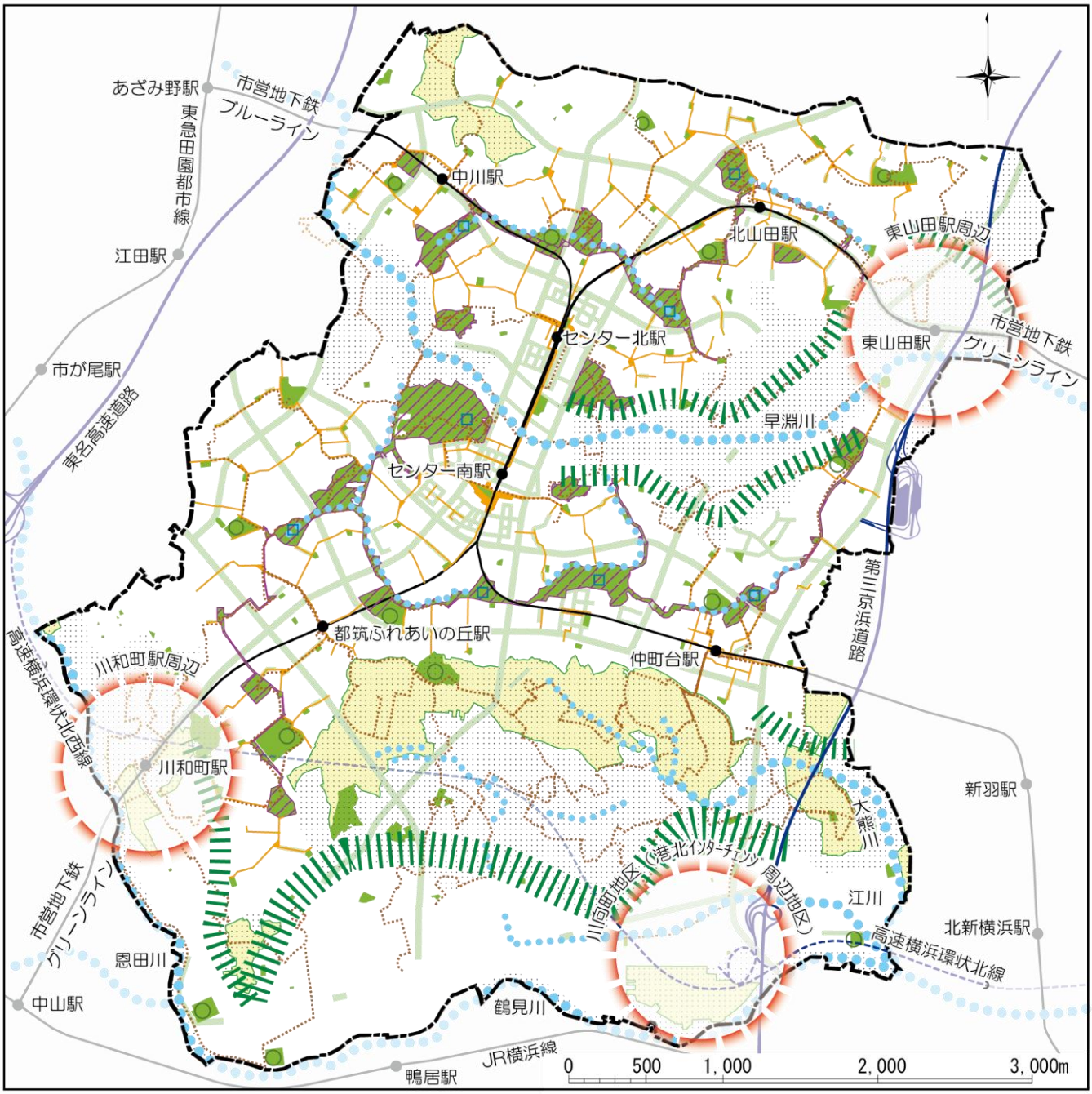

保全が望まれる斜面緑地の連担

農地として利用すべき地域（農用地区域、横浜市農業専用地区）

市街化調整区域

公園・緑道・市民の森・特別緑地保全地区

古い里山や谷戸を生かした公園・緑地・緑道

多目的運動広場

河川・せせらぎ・親水空間

池のある公園

散策ルート

自転車歩行者専用道路（コミュニティ道路含む）

街路樹

まちづくり重点検討地区 (注)

高速道路（既存）

高速道路（整備予定）（トンネル部）

鉄道

(注) まちづくり重点検討地区：51 ページ参照。

【関連する計画・取組】港北ニュータウンのオープンスペース計画
～グリーンマトリックスシステム～

港北ニュータウンでは「緑の環境を最大限に保存するまちづくり」「ふるさとをしのばせるまちづくり」の基本方針のもとに、先進的なまちづくりが進められました。その基本となる計画が現況の緑の保全を図ると同時に公共、民有の緑を積極的に融合させた「グリーンマトリックス」です。

開発前に低地の水田と丘陵地の畑地の間にあった谷戸沿いの斜面緑地や雑木林、社寺林などは、公園・緑道などの公共緑地や、大きな集合住宅、学校、企業用地等の民地内で保存緑地として保存し、歴史的遺産や水系、せせらぎ・池などの自然資産と融合させ連続的に結びつけた緑のネットワークとして整備が行われました。これらが地区全体の空間構成の要となっています。

グリーンマトリックスの軸となる緑道は、地区全体に５本あり、総延長約 15km、幅員 10m～40mで斜面緑地も含めると幅 100m以上の緑のベルトが形成されている区域もあります。また、保存緑地、広場・学校、せせらぎ・池、自転車歩行者専用道路や歩行者共存空間を設けたコミュニティ道路がネットワークされています。

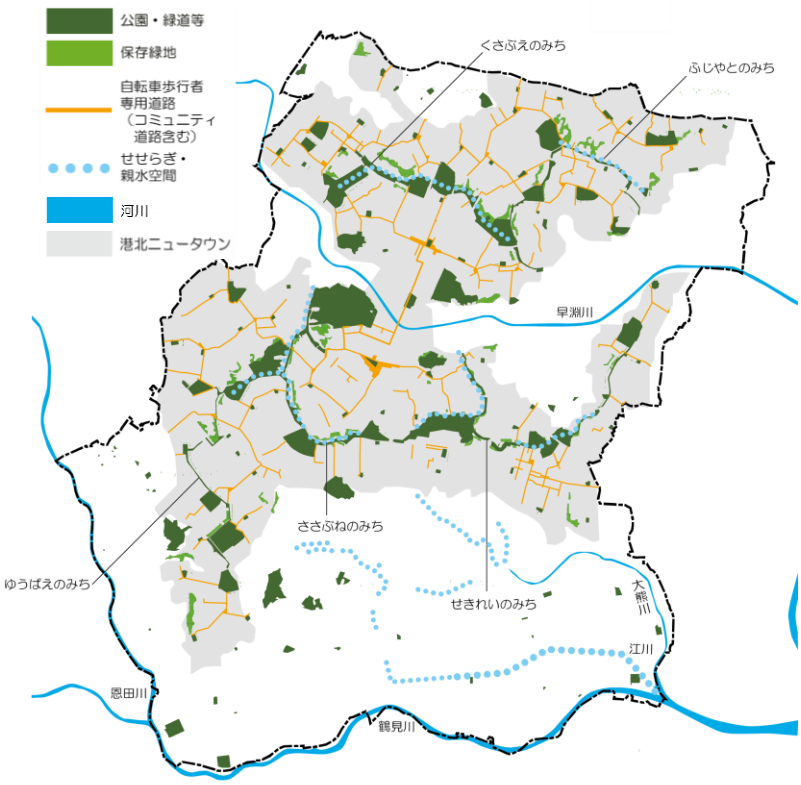

保存緑地

せせらぎ

グリーンマトリックスシステムの概念

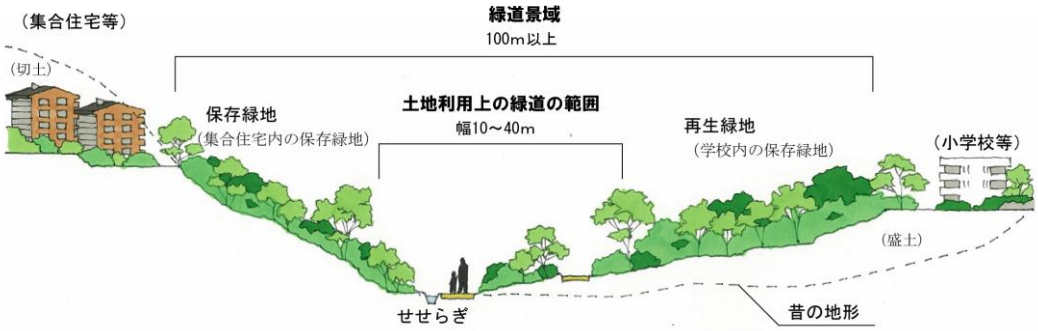

【コラム】地域主体のまちづくり～愛護会活動～

地域で結成されたボランティア団体に、身近な道路や公園、水辺施設の清掃等の日常的な管理にご協力頂いています。

ハマロード・サポーター（区内 36 団体）は、身近な道路の清掃や美化活動、プランターで花を育てる活動等を行っています。横浜市からは、ごみの処分や清掃用具の提供、花苗・プランター・腐葉土などの提供による支援をしています。

公園愛護会（区内 150 団体）は、公園の清掃・除草や、花への水やり、公園利用のマナー啓発などを行っています。花壇づくりや樹林地の保全に取り組む愛護会もあり、横浜市からは、物品や活動のノウハウの提供、活動費の助成をしています。

水辺愛護会（区内に３団体）は、河川・水辺施設の清掃活動を行っています。また、水辺施設を活用して、自発的なイベントを実施する団体もあります。

公園愛護会の活動風景

※愛護会の団体数は平成 26 年 7 月現在

【コラム】自転車と歩行者の安全について

港北ニュータウン内では、自転車歩行者専用道路で公園・緑地等と駅をつなぐネットワークが整備されています。近年、自転車利用者の増加などに伴い、自転車歩行者専用道路だけでなく、本来利用が認められていない緑道でも自転車が通行している現状があり、自転車と歩行者が接触しないよう、安全対策が求められています。

都筑土木事務所では、平成 26 年度から、乗降客数の多い駅周辺で、現地踏査や自転車利用に関するアンケート、交通量調査や将来推計等により、自転車ネットワークや安全対策について検討を行っています。そして、関係団体・機関の代表の方々との意見交換会や区民の皆さまの意見を踏まえながら「自転車・歩行者安全事業計画」の策定を進めています。

また今後、安全対策として、自転車専用通行帯などの自転車通行空間の整備や、路面表示などを使った交通ルールの見える化を行っていきます。

緑道の利用実態

交通ルールの見える化

関係団体・機関との意見交換会

2　安全で安心できるまちづくり（都市防災の方針）

【現状と課題】

- 過去に幾度も水害を経験した鶴見川・早淵川・大熊川の河川流域には、いまだ内水被害（注1）や洪水被害（注2）が起こる恐れのある地域が残っています。短時間集中豪雨などの激しい雨も増えており、浸水対策の必要性が高まっています。
- 倒壊の恐れがある新耐震基準以前の建物が多い地域や、幅員４ｍ未満の狭あい道路が多い地域があり、防災上課題を抱えています。
- 都筑区は、商業施設や事業所の集積により他地区から人口の流入があることから、郊外の区の中では比較的昼間人口が多く、災害時には多くの帰宅困難者の発生が予想されています。
- 区内には、土砂災害警戒区域（注3）や急傾斜地崩壊危険区域（注4）に指定されている崖が存在し、土砂災害の恐れがあります。
- 港北ニュータウンでは、自転車歩行者専用道路が暗いなど、歩行者空間に対する不安の声が多くあります。また、トンネルや駅前広場の落書きなど、美しい市街地環境を阻害する行為が一部にみられます。
- 農業専用地区などの人目のないところで、ゴミ等の不法投棄の見られる場所があり、美観上のみならず、防犯対策上問題となっています。

【基本方針】

- 区民の生命、身体及び財産を守るため、災害発生時に少しでも被害を軽減できるよう、減災のまちづくりに取り組みます。
- 火災が発生した場合も、延焼・類焼など被害の拡大を防ぐためのまちづくりを進めます。
- 大規模災害時における帰宅困難者に対して、関係団体や民間企業等と協力しながら救援や支援体制を整えます。
- 風水害に強いまちづくりを目指して、雨水排水施設の整備とあわせて、河川の流域において雨水を一時貯留・浸透させる等により保水・遊水機能を確保するとともに、災害に関する情報の周知を図ります。
- 暗がりの解消など、犯罪が起きにくい環境づくりを進めます。
- 地域が主体となった防災・防犯活動を支援します。

昭和51年９月８日　台風による浸水
（早淵川・布川合流点上流）

平成25年８月21日　台風による道路冠水

（注1）内水被害：大雨等が降って、下水道から河川に排水することができなくなることによって生じる浸水被害。
（注2）洪水被害：河川の水があふれることによる水害。
（注3）土砂災害警戒区域：『土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律』に基づいて調査を行い、指定・告示された区域で、土砂災害の危険性が高く危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域。
（注4）急傾斜地崩壊危険区域：『急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律』に基づき、急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、傾斜角度が30度以上であるなど一定の基準に該当する場合に指定告示された区域で、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発する恐れのある行為を制限するとともに、神奈川県が崩壊防止工事等を行う区域。

【主な取組】

［2-1］地震に強いまちづくり

- 地震発生時に求められる「自助」「共助」の推進による防災力の強化
- 災害用地下給水タンク及び緊急給水栓等を活用した給水活動の推進
- 公共の建物の耐震性調査及び補強工事の実施
- 民間建物の耐震診断や耐震改修工事費用への助成
- 上下水道・電気・ガス・電話などの耐震性強化についての事業者と連携した取組
- 施設管理者と連携した橋・鉄道・道路などの適切な維持管理
- 災害時の消火・救出・救助活動や緊急輸送の骨格となる緊急輸送路（注1）の強化
- 震災時に避難空間や仮設住宅用地などとして活用する「防災協力農地」登録の推進
- 災害対策のための連絡協議会等の開催による関係機関との情報共有、連携体制の強化
- 帰宅困難者対策の推進
- 災害時の避難場所となる身近な公園の整備の推進

［2-2］火災に強いまちづくり

- 幹線道路沿いの建物不燃化など火災に強いまちの構造づくり
- 狭あい道路の拡幅及び小型消防車の配備の検討

［2-3］風水害に強いまちづくり

- 河川改修に加えて、開発等に伴う雨水流出量の増大を抑制するため、特定都市河川浸水被害対策法に基づく規制や、雨水貯留浸透施設の整備などの推進
- 雨水の流出抑制のための農地・樹林地の保全や雨水浸透対策の推進
- 民間の住宅開発地に設置された調整池の保全対策
- 土砂災害警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域の安全対策の推進・調整
- 河川沿いの地域を中心として防災スピーカーや浸水（内水・洪水）ハザードマップを活用した水害対策の啓発及び訓練等を通じた地域での避難体制の確立

［2-4］誰もが心地よく安心して暮らせるまちづくり

- 地域が主体的に活動する安全・安心まちづくり活動への支援
- 農地などでの不法投棄防止対策の推進
- 死角をつくらないなど、誰もが安全、安心に利用できる防犯性の高い空間づくり
- 公園・緑道の照明及び樹木等の適正な維持・管理（再掲）
- 自治会町内会の協力による防犯灯の設置や維持管理

P34（注1） 緊急輸送路：災害応急対策の実施に必要な物資、資機材、要員等を輸送する緊急車両が通行する道路であり、高速道路や幹線道路を対象としています。

P35（注2） 広域避難場所：大地震により発生した火災が多発し延焼拡大した場合、その輻射熱や煙から市民の生命・身体を守るために避難する場所。

P35（注3） 地域防災拠点：震災時避難場所に指定された小中学校に、防災備蓄庫を整備し、のこぎり・バール・ジャッキ・エンジンカッターなど人命救助のための防災資機材をはじめ、缶入り保存パン・水缶詰などの食料等の備蓄を行っています。

P35（注4） 追加候補：平成 20 年 5 月の公表した「都市計画道路見直しの素案の中で、都市計画道路として追加候補とした路線。（21 ページの再掲）

P35（注5） 構想：港北ニュータウンのまちづくりに伴い、整備構想が上がっている路線。

都市防災の方針図

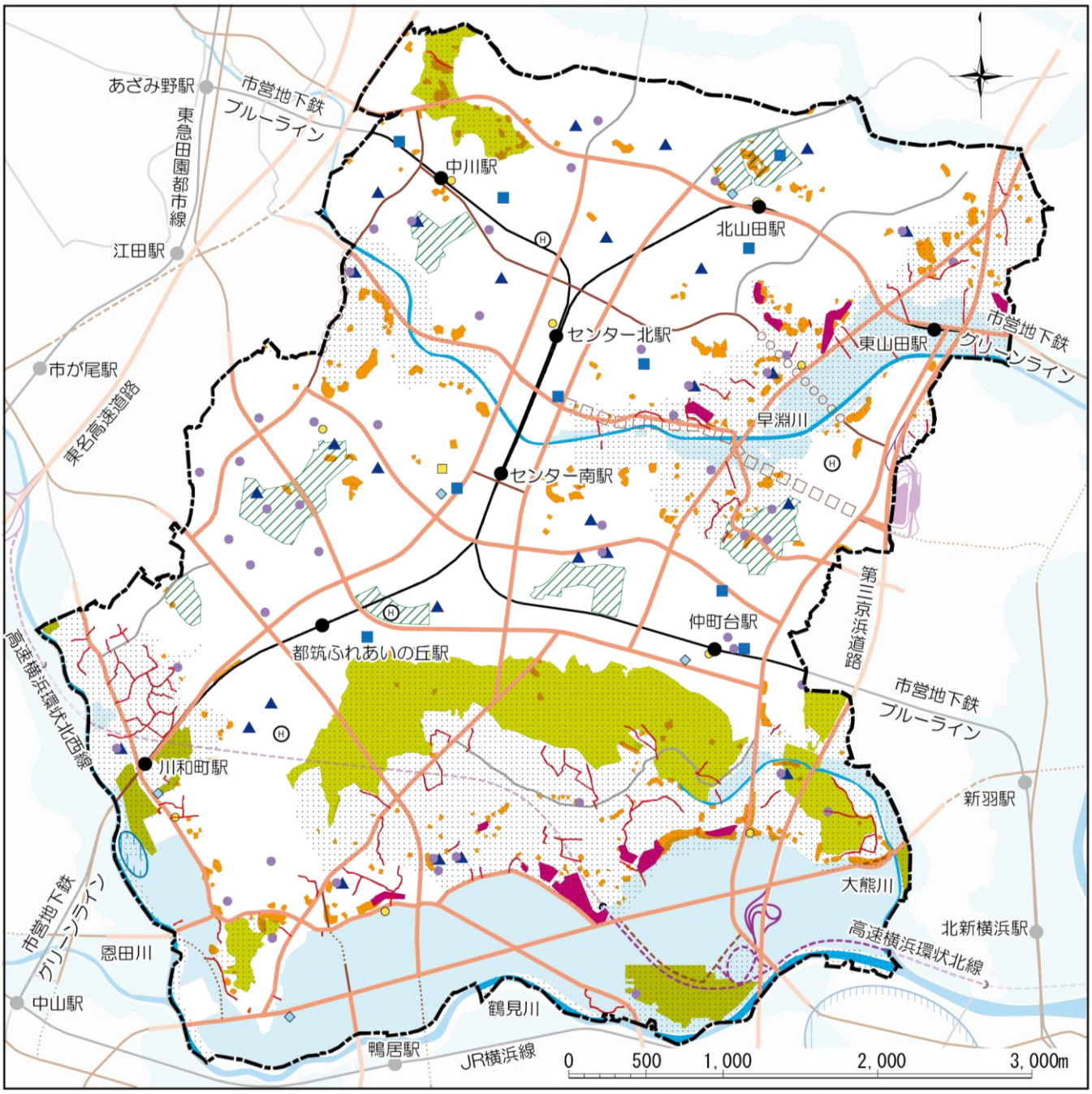

浸水想定区域

急傾斜地崩壊危険区域

土砂災害警戒区域

狭あい道路（整備促進路線）

広域避難場所（注2）

農用地区域・
横浜市農業専用地区

市街化調整区域

河川

調整池・遊水地

地域防災拠点（注3）（学校）

帰宅困難者一時滞在施設

ヘリコプター搬送拠点

洪水時避難所

警察署・交番

消防署・出張所

緊急輸送路

鉄道

高速道路（既存）

高速道路（整備予定）（トンネル部）

幹線道路（既存）

幹線道路（整備予定）

幹線道路（計画等）

幹線道路（追加候補（注4））

幹線道路（構想（注5））

主要な地域道路（既存）

（注2）、（注3）、（注4）、（注5）34ページ参照。

３　バランスの取れた土地利用の実現（土地利用の方針）

【現状と課題】

- 都筑区の土地利用は、港北ニュータウン区域、鶴見川沿いの工業地域、自然的土地利用主体の地域に大別でき、土地利用が混在した地域は比較的少ないといえます。
- 市営地下鉄グリーンラインの開通や高速横浜環状北線・北西線の整備など都市構造に影響を与える要因や社会経済状況の変化などに対しては、その効果・影響を的確に受け止め、適切な土地利用を検討していく必要があります。
- 港北ニュータウン内の土地利用は進んできましたが、一部の土地で低・未利用の状態が長期化している状況や事業所用地へのマンションの立地など、計画どおりに土地利用が進んでいないところがあります。また、工業系市街地では周辺の土地利用との整合性が図られていない大規模商業施設や住宅の立地が進み、市街化調整区域では農地と駐車場や資材置き場との混在が見られます。
- これらが土地利用の混乱や急な人口の増加、学校や病院等の不足、幹線道路での渋滞発生の要因とならないよう、予防策を含めて対応を検討することが必要です。
- 集合住宅の建て替えが将来的に課題となることを想定し、対策を検討していくことが必要です。

【基本方針】

- 都市における快適な生活を保全するとともに、活動が効率よく機能的に行われるよう、自然的土地利用及び都市的土地利用（住宅、商業・業務、工業）をバランスよく配置します。
- 都市構造や社会経済状況の変化に伴う土地利用転換の動きに対しては、様々な手法によって良好な環境の維持あるいは創出に努めます。また、港北ニュータウンの土地利用計画の実現・変更に対しては、土地所有者など関係者の協力を得ながら適切に対応します。
- 都市基盤整備が行われていない鉄道駅周辺とインターチェンジ周辺の土地利用の在り方を、地域の方々とともに検討します。

【主な取組】

［3-1］市街化区域の整備

（住居系市街地）

- 港北ニュータウンの一般住宅地では、低層住宅を中心に良好な居住環境と利便性を備えた住宅地の形成と保全。
- 公園緑道周辺を中心に周辺環境と調和した集合住宅を配置。
- 幹線道路沿道では、商業・業務と住宅が共存した土地利用の促進・保全

（商業・業務系市街地）

- タウンセンター、駅前センター、近隣センターなどでは、それぞれの位置付けに応じて、商業、業務、サービス、文化などを中心とした土地利用の促進・保全
- 港北ニュータウンの公園緑地周辺に企業の研究所、研修所などを周辺環境と調和を図りながら配置。用途転換の防止への取組

（工業系市街地）

- 鶴見川沿いの工業地域は、良好な工業地として保全・育成。用途転換の動きには、住居との混在化を極力抑制
- 港北ニュータウン内の準工業地域では、操業環境を保全しつつ周辺環境との調和を図る取組

（港北ニュータウン内の未利用地）

- 未利用地の適切な利用の促進及び暫定利用についての協議

［3-2］市街化調整区域の保全と整備

- 開発の基本的な抑制
- 優良な農地や良好な樹林地の保全
- 川向町地区（港北インターチェンジ周辺地区）は、市街化区域への編入を進め、優れた交通利便性を生かした産業の誘致・集積など地域特性に応じた土地利用の誘導を検討
- 東山田駅・川和町駅周辺などで計画的な市街地整備が行われることを前提として、必要な範囲で市街化区域への編入を検討
- 市街化調整区域内の施設整備にあたっては、周辺都市基盤施設との整合及び周辺住民との合意形成を実施
- 農地の転用（注）が目立つ地域での、土地所有者の合意に基づく土地利用のルール化の検討

（注）農地の転用：農地を住宅・駐車場・倉庫・資材置場など、農地以外に用途を変更すること。

土地利用の方針図

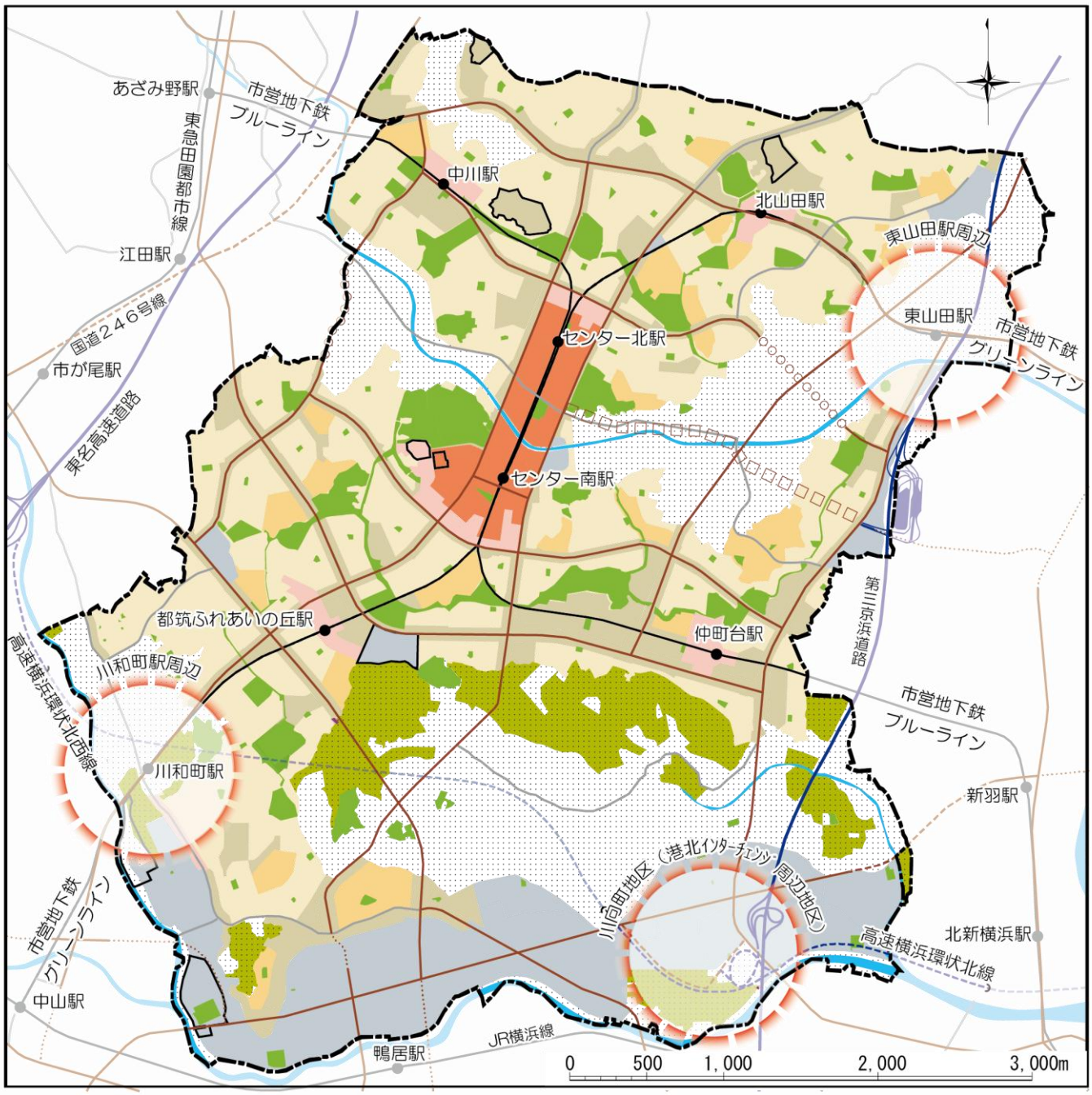

- 戸建て低層住宅を中心的な土地利用とする地域
- 中高層集合住宅（団地、マンション等）を中心的な土地利用とする地域
- 住宅及び店舗、研究所等を中心的な土地利用とする地域
- 商業・業務機能と、住宅等とが複合、共存する地域
- 商業・業務機能を中心的な土地利用とする地域
- 工場・倉庫等を中心とした土地利用とする地域
- 農業を中心的な土地利用とする地域
- 大規模施設
- 市街化調整区域
- 公園・緑道・市民の森・特別緑地保全地区
- 河川
- まちづくり重点検討地区 (注)
- 高速道路（既存）
- 高速道路（整備予定）（トンネル部）
- 幹線道路（既存）
- 幹線道路（整備予定）
- 幹線道路（計画等）
- 幹線道路（追加候補）
- 幹線道路（構想）
- 主要な地域道路（既存）
- 鉄道

(注) まちづくり重点検討地区：51 ページ参照。

4　都市機能の充実と生活しやすい環境づくり（都市活力の方針）

【現状と課題】

- タウンセンター（22 ページ「港北ニュータウン建設事業における「センター計画」の考え方」参照）は、全体構想において主要な生活拠点に位置付けられており、一体性を高めて商業、業務、サービスなど広域的な機能の強化が求められています。また、港北ニュータウン全体として、「多機能複合都市」（39 ページ、【関連する計画・取組】参照）の実現を目指す必要があります。
- 工業は、鶴見川沿いに情報機器、食料、金属製品等、多様な業種の集積があります。その保全・育成が望まれます。
- 商業は、広域集客型の施設や郊外型ロードサイド店の集積が進む一方で、古くからの商店街や近隣センター（22 ページ参照）等では活力低下が目立つようになり、今後地域のニーズに対応していく必要があります。
- 都筑区は市内でも農業が盛んな地域ですが、農業従事者の高齢化や農地の減少が問題となる一方で、高齢者や若い世代の就農も一部に見られます。
- 現在の都筑区は市内で高齢者の割合が最も低い区ですが、高齢化の進展が都筑区の人口構造にも影響を与え、将来的には高齢者の割合が現在よりも高いまちになっていくことが予想されます。
- 大型の集合住宅の建設等により、地区内の年少人口が急増することが想定されます。児童・生徒数に合わせた学校環境の整備が求められています。
- 港北ニュータウンでは、道路・駅・区役所等の公共公益施設や大型商業施設等の民間施設でバリアフリーに向けた施設整備が行われてきています。

【基本方針】

- 区内における住宅、商業・業務、工業、農業などの機能集積や活動が市の中で主要な役割を担っている現状を踏まえ、一定の昼間人口を確保するための諸機能の維持・増進・交流などに努めます。
- タウンセンターにおいて、主要な生活拠点にふさわしい都市機能の集積を促進します。
- 駅周辺において、生活拠点にふさわしい商業・サービス機能の充実を図ります。
- 誰もが移動や施設利用に不便を感じず、活動的に生活できるよう、ソフト面・ハード面が一体となった福祉のまちづくり（バリアフリーのまちづくり）を進めます。
- 子どもがいきいきと育つ環境整備を推進します。

P39（注）　計画建設用地：計画建設用地には、公団・公社・民間など多様な主体による集合住宅・戸建住宅の建設や、研究所・研修所・大学など安全でクリーンな施設の誘致を行います。計画建設用地の多くがグリーンマトリックスシステムの構成要素とされ、斜面状の保存樹林地を多く含んでいます。

【主な取組】

［4-1］タウンセンターの充実

- 地区計画等の適切な規制・誘導による、広域的な商業・業務、サービス、文化などの機能集積の促進
- 街づくり協定等のルール運用による機能の特色づけと空間の魅力アップの推進
- 公共空間の活用による人が集い憩う空間づくり
- タウンセンターの一体性・回遊性の強化

［4-2］業務・生産機能の強化

- 港北ニュータウンへの業務機能の誘致、立地継続に適した環境整備、用途転換の防止
- 鶴見川沿い工業地域での都市基盤施設の整備による立地環境の向上
- 高速横浜環状北線・北西線整備に伴うインターチェンジ周辺の立地特性を生かした産業誘致

［4-3］農業生産機能の保全強化

- 営農環境の変化にも対応し得る、地産地消など都市農業推進への取組
- 都市型農業のメリットを生かした市民利用型農園など農地保全策への取組
- 農地の利用転換に対する適切なコントロール及び不作付農地の利用促進

［4-4］生活利便施設など定住環境の充実

- 公共公益施設の適正配置などによる地域間格差の少ない行政サービスの実現
- 生活利便施設へのアクセスの確保・向上
- 駅前センターでは、実情を踏まえ商業・サービス機能の集積を図り利便性を向上
- 近隣センターでは、社会的ニーズに合ったサービス機能の誘導を検討
- 東山田駅・川和町駅周辺では、駅前にふさわしい日常的な生活利便機能、公園等の公共公益施設の充実
- 公共空間を活用した人が集い憩う空間づくり

［4-5］まちのバリアフリー化の推進

- 横浜市福祉のまちづくり条例に基づいた駅周辺や歩行者空間等の都市施設のバリアフリー化の推進
- 高齢者・障害者など誰もが住まい続けられるような住宅のバリアフリー化及び住み替えの支援の検討
- 高齢者、障害者、子ども、子育て中の区民、外国人など様々な人の意見に配慮したバリアフリー化への取組

［4-6］福祉保健サービス機能の充実

- 地域ケアプラザや福祉保健サービス等を提供する福祉施設の整備

［4-7］子どもがいきいきと育つ環境の整備

- 通学区域の変更や弾力化等による学校環境の整備
- 子どもの目線で見た遊び場づくりや施設改善の検討

【関連する計画・取組】多機能複合的なまちづくり

昭和 40 年頃からスタートした港北ニュータウン建設事業は、その後社会経済の変化の中、将来的な人口増加率が見込みよりも低く想定される状況となり、また昭和 56 年に新総合計画「よこはま 21 世紀プラン」が策定され、タウンセンターが「商業業務機能を中心に、文化・スポーツ・レクリエーション・医療・福祉等の施設の立地を進め、都市機能の集積を図る」地区に位置付けられました。

そこで新たに基本理念を「業務核都市形成に寄与する多機能複合的なまちづくり」とし、住宅都市から多機能複合都市への転換を図る土地利用計画の見直しが行われました。具体的には、学校の計画数を減らし学校用地の縮減、集合住宅用地街区のおおむね 1/3 を施設誘致のための計画建設用地(注)に変更など、恵まれた自然環境を生かした緑のネットワークや、交通環境にも恵まれた優れた立地条件を生かし、企業の研究所等の核的施設の誘致が進められました。今後も、昼夜間人口のバランスのとれたまちづくりを維持することが望まれます。

港北ニュータウン土地利用計画図

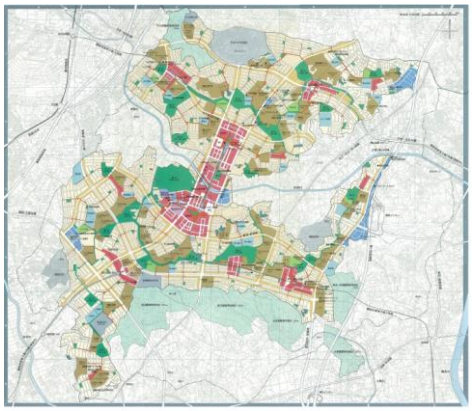

出典：UR都市機構　港北ニュータウンパンフレット

5　交通体系の整備（都市交通の方針）

【現状と課題】

- 都筑区内では、市営地下鉄グリーンラインが開通し、区内の幹線道路の整備や高速横浜環状北線・北西線の整備も進んでいることから、区内の交通ネットワークが完成しつつあります。
- 都筑区は、都市計画道路の整備の進捗により、市内では道路交通利便性が比較的高い区ですが、今後は、タウンセンターをはさんだ東西方向の軸線の強化が課題です。
- マイカー利用を中心とした生活形態が広まった結果、タウンセンター地区を中心に商業施設等の駐車場への入庫待ち車両が発生しています。
- 区内の移動手段について、道路網が充実している一方で、バス等の公共交通の維持・充実などが課題となっています。
- 区内では自転車も重要な移動手段となっていますが、自転車通行のルールやマナーが十分に守られていないことが課題となっています。
- 港北ニュータウン外では生活に密着した地域の道路の幅員が十分ではなく、交通量の多い道路では歩行者や自転車の安全性の確保が課題となっています。
- 高齢社会や地球環境問題への対応など、将来を展望した交通体系のあり方の検討が求められています。

【基本方針】

- 港北ニュータウン建設に際し整備された歩車分離の道路をはじめ、区内に良好な交通基盤を確保します。
- 高齢社会や地球環境問題への対応などの観点を踏まえて、公共交通の利用促進と代替手段も含めた利便性の確保を図ります。
- 高速横浜環状北線・北西線をはじめとする事業中の道路の整備促進及び事業化されていない都市計画道路の早期事業化を目指します。
- 港北ニュータウン外の住宅地では、身近な道路の整備水準の向上を図ります。
- 歩行者及び自転車等の利用者のための安全な通行空間を確保します。
- 道路などの整備や駅周辺のまちづくりにあわせ、交通に関連する施設の整備を進めます。

【コラム】地域交通サポート事業

既存バス路線がない地域などで、住民の方々が集まり、生活に密着した交通手段の導入に向けて取組を行っているケースが多く見られます。地域交通サポート事業とは、このような地域の主体的な取組がスムーズに進むように、実現に至るまでの活動に対して支援を行う事業です。通院、買物、通勤、通学等様々な目的の方が一緒に乗り合って移動できる公共交通の実現を目指します。

地域交通サポート事業イメージ

＜事業の流れ＞

地域の交通手段を地域の力で実現するための取組開始
【地域内で悩みが共有されたら市に相談ください】

→

地域での定期的な話し合い・会議
【市職員も話し合いに参加します】

→

地域で検討組織を設立、詳細な運行計画の策定
【地域ニーズの把握、アンケートの作成・集計・分析、運行計画案の作成等を支援します】

→

運行事業者による実証運行
【バス停設置や最小限の車両整備、実証運行の赤字補填等を支援します】

→

本格運行開始
【必要に応じ、地域公共交通会議の承認】

【主な取組】

［5-1］鉄道の利便性の向上
- 市営地下鉄グリーンラインの輸送力増強
- 高速鉄道３号線延伸に向けた取組（注）

［5-2］バスの利便性の向上
- 鉄道駅及び生活利便施設へのバスの利便性の向上
- バス停留所の設置や利便性向上のための検討と関係者との調整
- 地域交通サポート事業による地域への支援
- ノンステップバスの導入や、それに伴う道路・停留所の整備など、バリアフリーに向けた取組

［5-3］高速道路の整備
- 高速横浜環状北線の整備促進及び高速横浜環状北西線の早期整備
- 横浜環状道路西側区間の整備の検討

［5-4］幹線道路の整備
- 羽沢池辺線、川崎町田線、佐江戸北山田線、川向線の整備推進
- 第三京浜道路都筑インターチェンジとタウンセンターとのアクセス性を高める新吉田中川線の整備

［5-5］主要な地域道路の整備
- 住宅地と最寄の鉄道駅や幹線道路を結ぶ道路の整備促進
- 主要地方道横浜上麻生など交通量の多い道路の歩行者空間の確保

［5-6］交通に関連する施設の整備
- 川和町駅・東山田駅周辺でのまちづくりとあわせた都市基盤整備の検討
- 駐車場、駐輪場整備の検討

［5-7］身近な生活道路等の整備
- 身近な生活道路の歩行者安全性の向上
- 狭あい道路整備促進路線の拡幅整備推進と私道の拡幅整備助成

［5-8］環境に優しく快適な交通環境づくりの検討
- 地球環境に優しい新しい交通システムの導入に向けた、長期的な視点に立った検討
- 公共交通の利用促進などに関する啓発活動の展開
- 主要な道路の騒音、振動、排ガスなど環境対策への取組
- 商業施設等と連携した渋滞対策の実施

［5-9］自転車利用者の環境整備
- 現状を踏まえた自転車通行ルートの検討
- 地域特性にあわせた自転車通行ルールの設定と周知
- 自転車通行空間の整備

（注）高速鉄道３号線はあざみ野～新百合ヶ丘間で延伸が予定されています。それに伴い都筑区内に及ぼす利便性向上について分析します。

都市交通の方針図

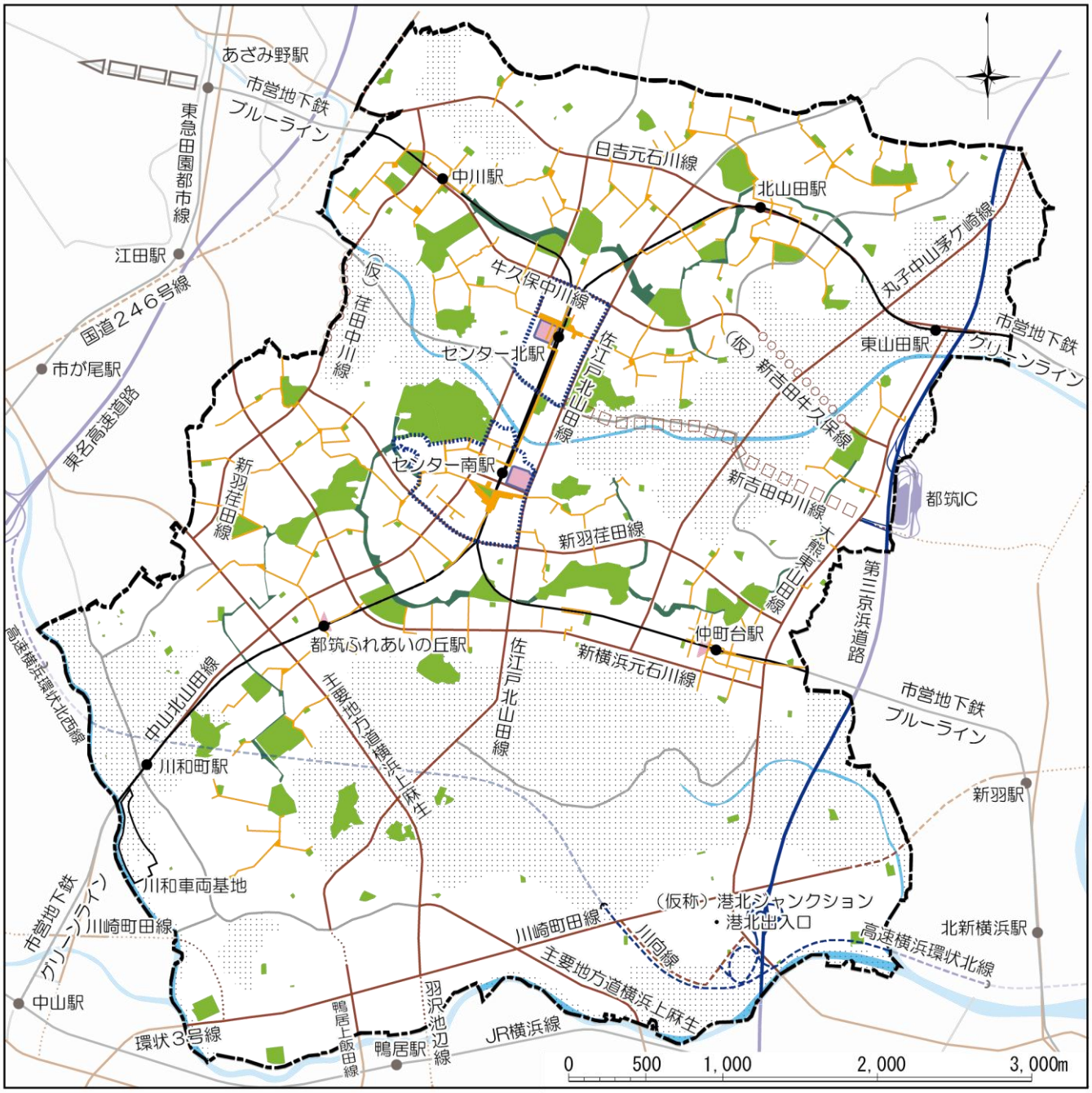

高速道路（既存）

高速道路（整備予定）（トンネル部）

幹線道路（既存）

幹線道路（整備予定）

幹線道路（計画等）

幹線道路（追加候補（注1））

幹線道路（構想（注2））

主要な地域道路（既存）

自転車歩行者専用道路

緑道

公園・緑道・市民の森・特別緑地保全地区

河川

駐車場整備地区

都市計画駐車場

駅前ロータリー

鉄道（既存路線）

鉄道（計画路線）

市街化調整区域

（注1）追加候補：平成20年5月の公表した「都市計画道路見直しの素案」の中で、都市計画道路として追加候補とした路線。（34ページの再掲）

（注2）構想：港北ニュータウンのまちづくりに伴い、整備構想が上がっている路線。（34ページの再掲）

【関連する計画・取組】全体構想における都市交通の方針

横浜市の鉄道ネットワークと都筑区

横浜市の将来の鉄道ネットワークは右図のように計画されています。

横浜市の北部に位置する都筑区は、市営地下鉄ブルーラインにより横浜都心と結ばれています。また、高速鉄道３号線の延伸や横浜環状鉄道により、市内外の拠点との連携が強化されます。

都市交通の方針図（鉄軌道）

出典：横浜市都市計画マスタープラン全体構想（平成 25 年３月）

横浜市の主要道路網と都筑区

横浜市の将来の主要な道路網は右図のように計画されています。

横浜市の北部に位置する都筑区は、第三京浜道路によって都心と結ばれているとともに、高速横浜環状北線・北西線の整備によって、市内各地域や国土軸・首都圏全体と連絡することになります。

北西線の模型写真
（（仮称）港北ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ・港北出入口付近）

都市交通の方針図（高速道路）

※1：完成時期については、今後の国の動向等により変更の可能性があります。
※2：名称は仮称です。

出典：横浜市都市計画マスタープラン全体構想（平成 25 年３月）

6　都筑らしい文化の醸成（都市の魅力の方針）

【現状と課題】

- 計画的な街並みや豊かな田園地帯など調和のとれた景観は都筑区の誇りですが、景観を乱す土地利用も一部で見られます。
- 都筑区では、古代より人々の生活が営まれていたことが、史跡や伝統的な行事などから今もうかがうことができます。このような文化的資源の活用が進められていますが、十分ではありません。
- 都筑区民は音楽や演劇など自主的な文化活動を活発に行っていますが、区内には文化の拠点となる文化施設が十分に整備されておらず、早期建設が要望されています。
- 港北ニュータウンに新たに移り住んできた人たちと以前から住んでいる人たちとの相互理解や交流の促進が課題となっており、新旧の良さを織り交ぜた都筑ならではの地域文化は、形成途上にあると考えられます。

【基本方針】

- 地区計画や街づくり協議等により土地利用を誘導し都市景観を保全します。
- 豊かな田園風景を次世代に残せるよう景観の維持を図ります。
- 都筑の歴史文化と港北ニュータウンでの新たな文化活動の双方の良さを区民が共有し、そこに魅力と個性ある都市文化とコミュニティが育まれるような環境づくりを目指します。
- 地域文化の拠点を整備し、区民相互の交流を促進します。また、活発な区民の文化活動がまち全体で展開される環境づくりをします。

【主な取組】

[6-1] レクリエーション環境の充実

- みどりや水、歴史、文化、スポーツなどの資源の活用
- 恵みの里(注)候補地（中川地区）の検討
- 魅力スポットを巡る散策マップの作成・活用（再掲）

[6-2] 美しい景観づくりの推進

- 都筑らしい景観を形づくるみどりや水、歴史的建物空間の保全・整備・活用
- 建築活動に対する各種の規制・誘導手段を活用した魅力ある街並み形成
- 美しい街並みづくりや田園風景の保全について区民が活発に語り合う環境づくりの推進
- 公園や緑道の管理への区民参加の推進
- 駅周辺や歩道などの維持清掃の行政と区民との連携
- 必要に応じた地区計画の検討
- 区の木と区の花の普及

[6-3] 地域文化の拠点づくりと公共空間の活用

- 地区センターの整備
- 文化の拠点となる文化施設の整備促進
- 文化・スポーツ施設の維持管理
- 公共公益施設の老朽化に向けた長期計画に基づく維持管理
- 公共空間を活用した人が集い憩う空間づくり（再掲）

[6-4] 歴史と新しい文化が薫るまちづくりの推進

- 都筑の歴史文化やまちづくりについての情報提供の充実と区民の理解増進
- 区民の自主的な環境保全活動の支援などを通じた新しい郊外型住文化の創出
- 新しい都市型コミュニティの形成・支援
- 区民が誇れる魅力的な都市空間や区民主体の環境保全への取組のPR

(注) 恵みの里：市民と"農"とのふれあいを通じて、地域ぐるみで農業と農地を残して、農のあるまちづくりを進めるための、横浜市の農業振興施策。